

日本模型航空連盟

模型航空日本選手権大会開催共通規定

(付加 国内大会開催共通規定

国際大会 (FAI CAT.1 大会) 日本チーム選手選考規定)

平成 27 年 4 月 1 日 制定

平成 29 年 4 月 1 日 改定

2019 年 4 月 1 日 改定

2020 年 4 月 1 日 改定

2026 年 3 月 1 日 改定



日本模型航空連盟

JAPAN MODEL AERONAUTIC FEDERATION

第1章 総 則

第1条：日本選手権大会開催共通規定の目的

この規定は日本模型航空連盟（以下：連盟と略す）が国際航空連盟（FAI）の模型航空部門（CIAM）が制定した国際競技規定に基づき、日本選手権者を決定する日本選手権大会を主催して、その年度の日本選手権者を選定し、かつ大会成績をFAI 模型航空世界選手権大会参加の基準とするものである。

第2条：日本選手権大会開催における各委員会の役割

連盟は傘下の各委員会の独立性を尊重し、各委員会は下記のように種目別に日本選手権大会開催の中核として、大会開催要項を担当委員会委員および連盟正会員を中心に作成する。

担当委員会	担当種目
フリーフライト委員会：	F1A, F1B, F1C,
インドア委員会：	F1D
コントロールライン委員会：	F2B
R/C 曲技委員会：	F3A, F3P
R/C グライダー委員会：	F3B, F3J, F3K, F3F
R/C ヘリコプター委員会：	F3C
R/C パイロンレーシング委員会：	F3D, F3E
R/C フライングスケール委員会：	F4C, F4H
R/C 電動機委員会：	F5B, F5J
ドローン・スポーツ委員会：	F9U, F9A
スペースモデリング委員会：	S1A, S1B

注) 上記担当種目は、代表種目のみ記述、他 CIAM 規定種目に従う。

第3条：日本選手権開催申請手続きおよび公認

日本模型航空連盟事務局（以下：連盟事務局と略す）は、各委員会が作成した「日本選手権大会開催要項」の内容を適当と認めた場合、「模型航空日本選手権の承認願い」を一般財団法人日本航空協会（以下：航空協会と略す）に「日本選手権大会開催要項」と共に提出し、大会開催の公認申請手続きを行う。

航空協会により大会の開催が公認されたときは、連盟事務局は直ちに担当委員会にその旨を通達する。

なお、日本選手権大会としての公認承認にあたっては、最少8名の参加選手又は、複数同時種目開催の場合全種目合計最小16名の参加選手及び各種目最小5名の参加選手が必要である。参加選手数がこれ以下の場合は、世界選手権大会選抜大会扱いとして競技を行う。参加選手には順位に応じた世界選手権大会参加資格ポイントは与えられるが、航空協会からの選手権者認定証およびメダルの授与は行われない。

第4条：航空法改正にともなう、日本選手権大会開催の包括申請手続き

無人航空機に関する新規航空法の施行により、主に高度150m以上の飛行をするF3A及びF3B, F3J, F5B等のグライダー関係競技他、飛行許可が必要な種目においては、事前にクラブ包括申請と同様に模型飛行士登録番号等により個人が特定できる大会参加選手名簿を添付し、日本選手権大会期間内の大会包括申請書を作成し、空港事務所等へ申請・許認可を受けなければならない。(作成方法等は連盟ホームページ等を参照)

第5条：日本選手権大会終了の手続き

各委員会は日本選手権の大会終了後、直ちに連盟事務局に大会の成立を確認した「日本選手権大会成績表」及び「会計報告」を送付し、連盟事務局は航空協会に「日本選手権大会成績表」を添付した「模型航空日本選手権終了届」を提出し、大会の終了を連絡する。

第2章 日本選手権大会開催要項

第1条：日本選手権大会開催要項の目的

担当委員会は、この「日本選手権大会開催要項」に基づいて日本選手権大会開催の日時、運用の内容等を一般に公開する。すなわち委員会は開催前年度末までに、日本選手権大会開催を委員会会議において決定し、翌年の連盟理事会開催前までに連盟事務局に文書にて内容を連絡する。同時に連盟ホームページその他の公報手段を通じて公開する。

第2条 日本選手権大会開催要項の基本記載事項

各委員会は下記の基本事項を日本選手権大会開催要項に明記しなければならない。

1. 主 催：日本模型航空連盟
2. 公 認：一般財団法人日本航空協会
3. 期 日：開始年月日～終了年月日
4. 会 場：都道府県名、市名町名、飛行場名等
5. 種 目：FAI（競技種目名）
6. 規 定：FAIの適用規定（年度を明記）
7. 選手権委員長：日本模型航空連盟会長または代理人
8. 競技委員長：各委員会委員長または代理人
9. 競技副委員長：各委員会副委員長または代理人、地元自治体代表等
10. 陪 審 員：大会開催運営に精通した各委員会委員、連盟正会員
11. 競技役員：連盟会員
12. 審 査 員：連盟の各委員会が開催する審査員講習会を受講し、大会開催年度有効な連盟審査員登録を行っている者。
13. 競技関係者：連盟会員以外の競技関係者は競技委員長が任命し、競技役員全員の承認を受けた者とする。

(注：7.～13.の大会役員は役職を兼務することはできない。また原則として選手を兼ねた大会参加はできない)

14. 参加資格：日本国籍を有し、開催期間中有効な模型飛行士登録者。
外国国籍の場合は、模型飛行士登録と一般財団法人日本航空協が交付するFAIスポーティングライセンスの所有者。
なお、両資格ともに開催期間中有効であること。
その他各委員会独自（地区予選での選抜等）の参加必要資格を明記する。

上記以外に特例として海外等からの技術交流・親睦等を目的としての参加は、開催期間中有効な模型飛行士登録者を認める、但しこの場合の成績は、参考記録として扱い日本選手権記録とはしない。

15. 参加費用：選手および助手の参加費用（食事・宿泊費等が含まれる場合は詳細）を記載する。また参加受理後の参加費用の返還は行わないことを明記する。
16. 競技方法：競技のタイム・スケジュールを日程ごとに明記する。
17. 表彰等：具体的な表彰内容を明記する。また本大会が次期世界選手権等の選考（一部含む）に該当する場合その条件を明記すること。
18. 参加申込：参加申込方法、締め切り期日、参加受理方法を明記する。
19. 大会受付：大会受付の日時、受付手続きに必要な書類（期間中有効な模型飛行士登録証、参加受理書、機体仕様書、外国国籍の場合は第14項を参照）を明記する。
各委員会独自の参加必要書類等を明記する。
受付手続きが無効となる場合を明記する。
20. 損害賠償：対人・対物等に損害を与えた場合の責任を明記する。
21. 不服, 異議：不服、異議の申し立ては、日本模型航空連盟、日本選手権開催共通規定、第4条日本選手権大会抗議手続きを参照と明記する。
22. その他：連絡先、連絡方法、各委員会により定められた特別規則、規制、大会運用に必要な事項等を明記する。

第3条 大会表彰

日本選手権者には航空協会代表または連盟代表より、その栄誉を讃へ選手権者認定証および選手権者メダルが授与される。

第2, 3位の入賞選手には連盟より入賞の賞状およびメダルが授与される。

注) 全国予選実施の種目は6位まで賞状及びメダルが授与される。

参加選手が8名未満の場合は、賞状のみとする事も可能とする。

第4条 日本選手権大会抗議手続き

各委員会は日本選手権大会開催時に、次記「日本模型航空連盟日本選手権大会抗議規定」を大会参加選手、大会役員、競技関係者に公示しなければならない。

異議申し立てを行う参加選手は「3. 異議申し立ての提出期限」を遵守し、正規の手続きに基づいた申し立てを行う事ができる。

日本選手権大会抗議手続き規定

1. 不服の申し立て： 選手は不服の申し立てを競技委員長に口頭により、行う事ができる。
 2. 異議の申し立て： この件に関する競技委員長の裁定に不満の場合、選手はただちに異議の申し立てを書面により、保証金を沿えて競技委員長を経由して陪審員に提出することができる。保証金は3万円とし、申し立てが承認された場合に限り返却される。
 3. 異議申し立ての提出期限
 - a. 競技会開始前
参加の有効、選手の大会参加資格の有効性、競技規則、飛行場、模型航空機の検査、競技場、審査員その他の大会役員等についての申し立ての限界は少なくとも競技開始の1時間前までとする。
 - b. 競技中
審査員その他の大会役員による決定事項についての申し立て、あるいは他の選手が競技中に犯した違反行為または不法行為についての申し立ては直ちに行い、且つ事象発生後60分（1時間）以内でなければならない。
- 注) 異議申し立ての結果と公式成績は、競技会場にて表彰式までに公開されなければならない。
4. 異議申し立てへの裁定
異議申し立てへの裁定が下されれば、それが最終裁定となる

第5条 日本選手権大会参加者罰則要項

1. 故意による危険飛行の実施
大会役員によって参加選手が競技規定を逸脱した危険飛行を故意に行つたと認められた場合、その選手の大会参加資格を剥奪し、準会員資格(模型飛行士登録)および正会員資格を連盟会長により剥奪する場合がある。
2. 競技中のアルコール等の飲用、禁止薬物、違法薬物の使用
大会参加者は競技に影響がなくとも、アルコールの飲用、禁止薬物、違法薬物等のドーピングが認められた場合、大会参加資格を剥奪される。
3. 大会参加必要書類の虚偽記載

大会申し込み、その他大会参加に必要な書類に虚偽記載が発覚した場合、その選手の大会参加資格は剥奪される。

4. 正規の異議申し立て手続き以外の大会役員等に対する威嚇、中傷等行為
大会参加者が「第4条：日本選手権大会抗議手続き規定」に準じた異議申し立て方法以外に、連盟役員、大会役員、審査員、競技関係者、他の参加選手等への威嚇、中傷等の行為を行ったと認められる場合、その者の大会参加資格を取り消し、さらに準会員資格（模型飛行士登録）および正会員資格を連盟会長により剥奪する場合がある。
5. スポーツマンシップに反する行為
大会参加者にスポーツマンシップに反する行為が認められる場合、その者の大会参加資格を取り消し、さらに準会員資格（模型飛行士登録）および正会員資格を連盟会長により剥奪する場合がある。

第6条 日本選手権大会役員および審査員、大会関係者の罰則要項

1. 大会競技中のアルコール等の飲用、禁止薬物、違法薬物の使用
大会役員および審査員、競技関係者に競技中のアルコールの飲用、禁止薬物、違法薬物等のドーピングが他の大会役員等により認められた場合、その大会役員および審査員、競技関係者は大会での任をとかれ、連盟会員の場合、後日連盟会長により会員資格を剥奪され以後の会員登録が認められない場合がある。
2. 大会競技中の選手との不適正な接触
大会競技中に大会役員および審査員、競技関係者と選手の大会成績に影響を及ぼす不適正な接触が他の大会役員等により認められた場合、その大会役員および審査員、競技関係者は大会の任をとかれ、後日連盟会長により会員資格を剥奪され、以後の会員登録が認められない場合がある。
3. 選手に対する不適正な圧力の禁止
大会役員および審査員によって、競技中の選手に対する不適正な圧力がおよび行為が他の役員等によって認められた場合、その大会役員および審査員はその大会の任をとかれ、後日連盟会長により会員資格を剥奪され、以後の会員登録が認められない場合がある。

付加：国内大会開催共通規定

日本模型航空連盟公認国内大会開催共通規定

各委員会は日本選手権地区予選大会、世界選手権選抜大会および日本選手権大会採用種目以外の FAI 規定および、各委員会国内競技規定に適合した国内大会を独自に主催することができる。

1. 連盟の公認申請

各委員会は主催する国内大会を、連盟公認の施設賠償保険対象大会とする場合は、大会3ヶ月前までに連盟事務局に実施予定日時、開催地等日本選手権要綱に準じた文書で申請しなければならない。連盟会長は大会内容が連盟活動目的に相当と認められた場合、その大会に対し公認を与える。

2. 大会運営の基本方法

各委員会は日本選手権大会開催共通規定に準じた運営方法で、秩序ある国内大会運営を行う。

日本選手権地区予選大会では連盟事務局の定型用紙を使用して申請及び大会結果の報告を行う。他の公認大会の場合は、大会終了後ただちに大会成績、参加人数等の結果を連盟事務局に報告する。

3. 大会運営の特例

多くの参加者を募るため、参加選手による大会役員の兼務ができる。

但し、スポーツマンシップに従って運営し各種問題発生時は、参加選手及び役員間で解決の事。

付加：国際大会（CAT. 1大会）日本チーム選手選考規定

1. 原則

- (1) 直近2年間の日本選手権結果の成績上位者から選考する事を原則とする。
2年間の成績による順位決めの方法は、獲得得点や順位ポイント等の合計、
その他競技種目毎に妥当な方式を各委員会にて決定する。
- (2) 上位者が辞退等の理由で選考対象とならない場合は、次点以降の競技者
から順に繰り上げる。
- (3) 模型飛行士登録と一般財団法人日本航空協会が交付するFAI スポーティ
ングライセンスを所有する日本国籍及び外国国籍の者を選考の対象とす
る。
なお、両資格ともに大会日程期間中有効であること。

2. その他

- (1) 日本選手権以外の大会で毎年必ず開催される競技会があれば、その
結果を日本選手権結果に加えて順位決定する事も可能。
尚、選考対象となる大会の開催要項には、必ず選考基準に関する記述が
含まれる事。
- (2) 天候不順その他やむを得ない理由により、直近の選考順位がない場合は
各種目の委員会で独自に選考することが可能。
(例えば、希望者による選考大会の実施等)
- (3) 国内で該当する競技者が非常に少ない場合、選考にふさわしい技量を有
する競技者を各委員会で推薦する事を認める。
- (4) 前回の世界選手権優勝者は、上記に関わらず自動的に選考の対象。
- (5) 日本チームを構成する最大人数は、各クラスのFAI規定に従う。
- (6) 選手の選考にあたり上記による決定が困難な場合は、各種目の委員会に
て妥当と考えられる方法で選考を行い、その旨を参加希望者に周知する。